

○公立大学法人福岡県立大学職員給与規程

法人規程第 14 号
平成 18 年 4 月 1 日

(目的等)

第 1 条 この規程は、公立大学法人福岡県立大学職員就業規則（平成 18 年法人規程第 10 号。以下「就業規則」という。）第 28 条の規定に基づき、公立大学法人福岡県立大学（以下「法人」という。）の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、就業規則第 3 条第 1 項に規定する職員であって、公立大学法人福岡県立大学教員年俸規程（平成 18 年法人規程第 15 号）の適用を受ける職員以外の職員について適用する。

(給与の種類)

第 3 条 この規程による給与は、給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、産業医手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、入学試験問題作成手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金とする。

(給与の支払)

第 4 条 この規程に基づく給与は、次条第 2 項に規定する場合を除くほか、現金で支払わなければならない。

2 給与は、職員の申出により、口座振込の方法により支払うことができる。

3 給与を支払う場合においては、源泉徴収に係る所得税額その他法令に定めるもののほか、労基法第 24 条に基づく協定に定めるところにより、職員の給与から次に掲げるものの額に相当する金額を控除することができる。

(1) 職員宿舍の貸付料及び職員宿舍の使用に伴い法人に納付すべき経費のうち理事長が別に定めるもの

(2) 財団法人福岡県職員互助会に係る掛金、月賦購入代金の弁済金及びあっせん商品代金の弁済金

(3) 財団法人福岡県教職員互助会に係る掛金、特別弔慰金積立金、火災見舞金積立金及び貸付償還金

(4) 前各号に掲げるもののほか、労基法第 24 条に基づく協定に定めるもの

4 第 2 項の規定により給与を支払う場合においては、前項各号に掲げるものを、当該職員の申出に基づき、当該口座振替の方法による支払い金額を金融機関に通知するものとする。

(給料)

第 5 条 給料は、正規の勤務時間（公立大学法人福岡県立大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成 18 年法人規程第 26 号。以下「勤務時間規程」という。）第 11 条に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、産業医手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、入学試験問題作成手当、期末手当及び勤勉手当並びに報奨金を除いたものとする。

2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、理事長が別に定めるところにより、その職員の給料月額を調整することができる。

(給料表)

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表(別表第1)

(2) 事務職給料表(別表第2)

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第3)によるものとする。

3 理事長は、すべての職員の職を前項の級別標準職務表に定める基準に従い第1項の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付し、同項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第7条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 休職のため勤務しなかった職員が復職し、公立大学法人福岡県立大学出向規程(平成18年法人規程第28号)に基づき出向していた職員が職務に復帰し、又は休暇若しくは休業のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、理事長の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(給料の支給方法)

第8条 給料の計算期間(以下「給与期間」という。)は、月の初日から末日までとする。

2 給料の支給日は毎月21日とし、その日が日曜日、土曜日又は祝日等(勤務時間規程第8条第3号及び第4号に掲げる日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日等でない日に支給する。

3 職員が職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給日前であっても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

4 前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、理事長は給料の支給日を変更することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給する

とき以外るとき、又は月の末日まで支給するとき以外るときは、その給料額はその期間の現日数から勤務時間規程第6条、第8条及び第9条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第10条 給料月額が職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職員に比して、著しく特殊な職員に対し適当でないとき、調整前における給料月額の100分の25を超えない範囲内で、給料月額につき適正な給料の調整額を支給する。

2 給料の調整を行う職員の職は次の表の左欄に掲げる職員の占める職とし、給料の調整額は、その職を占める職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第4に掲げる調整基本額(その額が給料月額の100分の4.5を超えるときは、給料月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者について次の表の右欄に掲げる調整数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

職員の職	調整数
(1) 大学院研究科の授業を常時担当する教授、助教授又は講師(以下「大学院担当教員」という。)のうち、大学院研究科の博士課程(前期及び後期の課程に区分される場合は、博士後期課程)を担当する者	2
(2) 大学院担当教員(1)に掲げる者を除く。 (3) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助手で理事長が別に定めるもの	1
(4) 大学院担当教員(2)及び(3)に掲げる者を除く。	0.5 ～ 0.1

3 給料の調整額は、給料の一部とする。

4 前3項に定めるもののほか、給料の調整額に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(初任給調整手当)

第11条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で理事長が定めるものに新たに採用された職員には、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後理事長が定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちでその職務の特殊性に基づき理事長が指定するものについて、その職を占める職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額に100分の23を乗じて得た額以内の額を理事長が別に定めるところにより管理職手当として支給する。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を

受けているものをいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (5) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（以下「扶養親族である子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。
- 4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（被扶養者に関する届出）

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
 - (3) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
 - (4) 扶養親族である子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受

けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第15条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して支給するものとし、その月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の3.5を乗じて得た額を月額として職員に支給する。

(住居手当)

第16条 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3項において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が職員を居住させるため設置した住宅（単身者のための施設を含む。）の貸付けを受け、貸付料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）には、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する月額の住居手当を支給する。

(1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

(2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

2 世帯主である職員で自らの所有に係る住宅に居住するもの（理事長が別に定めるこれに準ずる者を含む。）には、月額4,500円の住居手当を支給する。

3 第18条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員（次項において「単身赴任手当受給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（法人が職員を居住させるため設置した住宅その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、第1項各号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。

4 単身赴任手当受給職員で、直前の住居につき第2項の規定による住居手当を受給していたもののうち配偶者が当該住宅に引き続き居住している職員その他これに準ずる職員として理事長が特に必要があると認める職員には、第2項に掲げる額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）の住居手当を支給する。ただし、単身赴任手当受給職員であって直前の住宅に配偶者が引き続き居住し、当該配偶者が第2項の規定により当該住宅について住居手当を受給することとなるものその他の理事長が別に定める職員については、この限りでない。

5 第1項又は第2項に規定する職員のうち第3項又は前項に規定する職員でもあるものの住居手当の額は、これらの規定にかかわらず、第1項又は第2項の規定による額及び第3項又は前項の規定による額の合計額とする。

6 前各項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用にかかる特別料金等を負担する場合にあっては、併せて理事長が別に定めるところにより算出した当該特別料金等を含む。以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しな

- いで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)
- 2 通勤手当の額は、月の 1 日からその月以後の月の末日までの期間であって 6 か月を超えない範囲内で理事長が別に定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。
- (1) 前項第 1 号に掲げる職員 理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。)
- (2) 前項第 2 号に掲げる職員 自動車等の使用距離の区分に応じ、理事長が別に定める額（以下「距離対応額」という。）に支給対象期間の月数を乗じて得た額
- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額、運賃等相当額又は前号に掲げる額
- 3 第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で理事長が特に必要と認めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額（以下「新幹線鉄道等利用者の通勤手当の額」という。）は、前項の規定にかかわらず、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額と、それぞれ運賃等相当額又は運賃等相当額及び同項第 2 号に掲げる額との合計額とする。
- 4 支給対象期間の通勤手当の支給をした後において、理事長が別に定める事由により、当該支給対象期間の通勤の実情に変更を生ずることとなった職員については、理事長が別に定めるところにより算出した額を追給し、又は返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

- 第 18 条** 国家公務員、地方公共団体の職員又は他の公立大学法人の職員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額は、23,000 円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に

定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000 円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額)とする。

- 3 前 2 項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(産業医手当)

第 18 条の 2 産業医手当は、公立大学法人福岡県立大学安全衛生管理規程（平成 18 年法人規程第 28 号）第 6 条に規定する産業医が同条に規定する業務に従事したときに支給する。

- 2 前項の手当の額は、月額 10,000 円とする。

(給与の減額)

第 19 条 職員が勤務しないときは、勤務時間規程第 11 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間、祝日等（勤務時間規程第 10 条に規定する祝日等をいう。以下同じ。）及びその代休日（勤務時間規程第 10 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該祝日等に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日をいう。以下同じ。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないこと及び給与を減額しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない 1 時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第 20 条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額（以下この条において「勤務 1 時間当たりの給与額」という。）に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ次の各号に定める割合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100 分の 135

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第 9 条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第 2 条第 2 項、第 3 条及び第 6 条の規定により割り振られた 1 週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（理事長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 から 100 分の 50 までの範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（以下この条において「第 1 項勤務」という。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（第 2 項に規定する理事長が別に定める時間の勤務を除く。以下この条において「第 2 項勤務」という。）の時間の合計時間が、1 箇月について 60 時間を超えた職員には、その 60 時間を超えてした第 1 項勤務及び第 2 項勤務の全時間に対して、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に第 1 項勤務にあつては、100 の 150（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、100 の 175）、第 2 項勤務にあつては、100 の 50 を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 4 勤務時間規程第 11 条の 2 第 1 項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する 60 時間を超えてした第 1 項勤務及び第 2 項勤務の全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの給与額に第 1 項勤務にあつては、100 の 150（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、100 の 175）から第 1 項各号に規定する割合（そ

の勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に100の25を加算した割合)を減じた割合、第2項勤務にあつては、100分の50から第2項に規定する理事長が別に定める割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 5 前4項に規定する時間外勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、それぞれの給与期間の全時間数(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分ごとにそれぞれ計算した時間数)により計算するものとし、この場において1時間未満の端数が生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(休日勤務手当)

第21条 勤務時間規程第8条第3号に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第2条第2項又は第6条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、祝日法による休日が週休日に当たるときは、理事長が別に定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして理事長が別に定める日において勤務した職員についても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第6条第1項又は第9条第1項の規定により、2暦日にわたり継続して勤務する職員が代休日を指定されたのち、当該代休日に勤務することを命ぜられ勤務した場合の休日勤務手当の支給については、理事長が別に定めをすることができる。

(夜間勤務手当)

第22条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 前4条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び初任給調整手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日等のうち日曜日又は土曜日に当たる日を除いた日数の合計に7時間45分を乗じて得たものを減じたもので除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第24条 第12条に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間規程第8条、第9条又は第10条の規定に基づく休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

- 3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(入学試験問題作成手当)

第24条の2 入学試験問題作成手当は、入学者選抜に係る問題作成の業務に従事した職員には、入学試験問題作成手当を支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学部に係る一般選抜及び特別選抜 1科目につき40,000円(ただし、複数の職員が作成した場合は、作成した人数で除した額(その額に100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額)とする。)

- (2) 看護学部編入試験 1科目につき20,000円(ただし、複数の職員が作成した場合は、作成した人数で除した額(その額に100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額)とする。)
- (3) 大学院に係る選抜 専攻ごとに1科目につき20,000円(ただし、複数の職員が作成した場合は、作成した人数で除した額(その額に100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額)とする。)
- (期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ次の各号に定める日(次条及び第27条においてこれらの日を「支給日」という。)に、同日におけるこの規程の規定による額を支給するものとし、支給日が日曜日、土曜日又は祝日等に当たる場合については、第8条第2項の規定を準用する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項第1号の規定により解雇となり、又は死亡した職員(第29条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても同様とする。

- (1) 6月1日を基準日とする期末手当 6月30日
- (2) 12月1日を基準日とする期末手当 12月10日

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員のうち、理事長が別に定める職員(第28条において「特定管理職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇となり、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上の職員のうち理事長が別に定めるものおよび教育職給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として理事長が別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(理事長が別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。(期末手当を支給しない場合)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条第2項の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第1項第2号又は第3号の規定により解雇された職員。
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの。
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの。

（期末手当を一時差し止める場合）

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、一時差止処分を受けたことを知った日から60日以内に、理事長に対し、異議を申し立てることができる。ただし、60日経過後にあっては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（勤勉手当）

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ第25条第1項に定める支給日に、同日におけるこの

規程の規定による額を支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは就業規則第 23 条第 1 項第 1 号の規定により解雇され、又は死亡した職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の職員の区分ごとの総額は、次に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち教員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に 100 分の 67.5 を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち教員 当該教員の勤勉手当基礎額に 100 分の 60.7（特定幹部職員にあっては、100 分の 78.7）を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第 25 条第 4 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは「第 28 条第 3 項」と読み替えるものとする。

- 5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第 26 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 28 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日（第 28 条第 1 項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

- 6 教員に対する勤勉手当については、第 1 項中「基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務成績」とあるのは、「基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の勤務の状況及び前年度の個人業績評価に基づく勤務成績」と読み替えて適用する。

（休職者の給与）

- 第 29 条** 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第 15 条第 1 項 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

- 3 職員が前 2 項以外の心身の故障により就業規則第 15 条第 1 項第 1 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80 を支給することができる。

- 4 職員が就業規則第 15 条第 1 項第 2 号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 以内を支給することができる。

- 5 職員が就業規則第 15 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 100 以内を支給することができる。

- 6 就業規則第 15 条第 1 項各号の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前 5 項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

- 7 第 2 項、第 3 項又は第 5 項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第 25 条第 1 項に規定する基準日前 1 か月以内に退職し、若しくは就業規則第 23 条第 1 項第 1 号の規定により解雇され、又は死亡したときは、理事長が別に定める日に、当該第 2 項、第 3

項又は第 5 項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。

- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。この場合において、第 26 条中「前条第 1 項」とあるのは、「第 29 条第 7 項」と読み替えるものとする。

(育児休業等取得者の給与)

第 30 条 公立大学法人福岡県立大学職員育児休業等に関する規程（平成 18 年法人規程第 23 号）の定めるところにより育児休業等をする職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。
- (2) 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 か月以内の期間において勤務した期間（期末手当にあっては、理事長が別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。
- (3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必用があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（第 7 条第 3 項に規定する理事長が別に定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。
- (4) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない 1 時間につき、第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (5) 前 4 号に規定するもののほか、育児休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(介護休業等取得者の給与)

第 31 条 職員が公立大学法人福岡県立大学職員介護休業等に関する規程（平成 18 年法人規程第 24 号）に定めるところにより介護休業等をする場合には、その期間の勤務しない 1 時間につき第 23 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与を減額して給与を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(報奨金)

第 32 条 教員のうち、勤務成績が優秀なものについては、報奨金を支給する。

- 2 報奨金の額、支給を受ける者の範囲及びその支給方法は、理事長が別に定める。

(特定の職員についての適用除外)

第 33 条 第 20 条、第 21 条及び第 22 条の規定は、第 12 条に規定する職にある職員には適用しない。

(派遣職員等の給与)

第 34 条 公益法人等への福岡県職員の派遣等に関する条例（平成 13 年福岡県条例第 50 号）に基づき、福岡県から法人に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、福岡県職員の給与に関する条例（昭和 32 年福岡県条例第 41 号。以下「県職員給与条例」という。）その他福岡県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。ただし、第 12 条に定める管理職手当及びこの規程に定めるその他の手当又は調整額について県職員給与条例に相当する手当がないときはこの規程による手当を支給する。

- 2 前項ただし書の場合において、派遣職員に対して管理職手当を支給するときは、県職員給与条例第 21 条に規定する時間外勤務手当は支給しない。

- 3 前 2 項の規定により、県職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき派遣職員に給与を支給するに当たり、扶養手当その他の手当の認定を行う場合においては、これら

の規定中「任命権者」とあるのは、「理事長」と読み替えて適用する。この場合において、派遣前に福岡県の任命権者によりこれらの認定を受けていたときは、派遣の際において特段の変更がない限り、当該認定の内容を引き継ぐものとする。

- 4 前3項に定めるもののほか、派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(端数計算)

第35条 第15条の規定による地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。第23条、第25条第4項及び第5項並びに第28条第2項及び第3項に規定する地域手当の月額に1円未満の端数があるときも、同様とする。

- 2 第25条第2項の期末手当基礎額又は第28条第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

- 3 第29条第2項から第5項までの規定による給料及び地域手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(承継教員に係る経過措置)

- 2 この規程の適用となる職員のうち、就業規則附則第3項に規定する承継職員(以下「承継職員」という。)の給料については、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。)に定める給料表に基づき、施行日の前日に受けていた職務の級及び号給の期間を、施行日に受ける職務の級及び号給の期間に通算する。

- 3 承継職員に係る初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、その法人の成立の日の前日に学校職員給与条例その他の福岡県の関係規定に基づき、福岡県の任命権者により認定を受けていた内容をもって、当該内容に変更がない限り、この規程により認定を受けたものとみなす。

(平成18年度における給料月額の特例)

- 4 職員の給料月額は、施行日から平成19年3月31日までの間において、第6条及び第7条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に100分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、手当(第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額(以下「勤務1時間当たりの給与額」という。)の算出の基礎となる手当を含む。)の額、給料の調整額及び勤務1時間当たりの給与額(第19条に適用する場合を除く。)の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定により定められる額とする。

(平成18年度における管理職手当の額の特例)

- 5 管理職手当の支給を受ける職として指定された職(理事長が別に定めるものを除く。)を占める職員の管理職手当の額は、施行日から平成19年3月31日までの間において、第12条の規定にかかわらず、第12条の規定により支給されることとなる額から、当該額に、100分の4を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる管理職手当の額は、同条の規定により支給されることとなる額とする。

(号給の切替え)

- 6 施行日の前日において福岡県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年福岡県条例第27号。以下「平成18年学校職員給与条例等一部改正条例」

という。)による改正前の学校職員給与条例(以下「改正前の学校職員給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた承継職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級(施行日の前日において改正前の学校職員給与条例によりその者が属していた職務の級をいう。以下同じ。)、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第1に定める号給とする。

(最高号給を超える給料月額の切替え)

- 7 施行日の前日において、学校職員給与条例別表第1の給料表に定める職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の新号給は、理事長が別に定める。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 8 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 9 承継職員で、この規程によりその者の受ける給料月額が施行日の前日において学校職員給与条例の規定により受けていた給料月額(公立大学法人福岡県立大学職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年法人規程第14号)。以下「改正規程」という。)の施行の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.09を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(理事長が別に定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職	1級	1号給から32号給まで
給料表	2級	1号給から12号給まで

- 10 前項に規定する職員以外の承継職員について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 11 施行日以降に新たにこの規程による給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 12 前3項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第1項、第12条及び第25条第5項(第29条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第10条第1項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、第12条及び第25条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(給料の調整額の経過措置)

- 13 承継職員であって、第10条第2項の規定により給料の調整を行う職員の職を占める職員のうち、その者に係る調整基本額が理事長が別に定める経過措置基準額(改正規程の施行日の日において適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員にあっては、当該経

過措置基準額に100分の99.75を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、同項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に、理事長が別に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

給料表	職務の級	号給
教育職	1級	1号給から32号給まで
給料表	2級	1号給から12号給まで

(承継職員に係る経過措置)

- 14 附則第9項から第11項までの規定による給料を支給される職員に関する附則第4項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、「第6条及び第7条」とあるのは「第6条及び第7条並びに附則第9項から附則第11項まで」と読み替えるものとする。
- 15 手当のうち、退職手当の算出の基礎となる給料月額については、前項の規定は適用しない。ただし、附則第9項から附則第11項までの規定による給料を支給される職員が公立大学法人福岡県立大学職員退職手当規程(平成18年法人規程第17号)附則第7項ただし書の規定の適用を受けるときは、この限りでない。
- 16 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)
- 2 附則第9項から附則第11項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号級の給料月額を超える職員についてのこの規程による改正後の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程第12条の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同条の規定中「職員の属する職務の級における最高の号級の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と附則第9項から附則第11項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 3 公立大学法人福岡県立大学職員給与規程(平成18年法人規程第14号)附則第9項から第11項の規定による給料を支給される職員に関する第10条第1項及び第25条第5項(第30条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、第10条第1項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」と、第25条第5項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第9項から附則第11項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年6月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 9 月 18 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の公立大学法人福岡県立大学職員給与規程の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。
ただし、第 15 条、第 19 条、第 20 条、第 25 条及び第 28 条の規定は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 7 日（以下、「公布日」という。）から施行する。ただし、別表第 1 から別表第 2 まで及び附則第 9 項の改正規定は平成 23 年 1 月 1 日から、公布日における改正後の第 25 条及び第 28 条の規定の改正規定は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、公布日における改正後の第 25 条第 2 項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1)平成 22 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（当該期間に管理職手当を支給される職員及び附則第 9 項の規定による給料を支給される職員を除く。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「調整対象職員」という。）となった者については、その調整対象職員となった日）において調整対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（給与規程第 18 条第 2 項の理事長が別に定める額を除く。）、理事手当及び管理職手当の月額合計額に 100 分の 0.19 を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の

職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職	1級	1号給から72号給まで
	2級	1号給から52号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から12号給まで
事務職	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から37号給まで
	3級	1号給から4号給まで

(2) 平成22年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

(3) 平成22年12月1日において調整対象職員であった者の基準額及び同月に支給される勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年3月24日から施行し、平成22年度に実施された入学試験から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年12月7日(以下、「公布日」という。)から施行する。ただし、別表第1から別表第2まで及び附則第9項の改正規定は平成24年1月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第25条第2項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(当該期間に附則第9項の規定による給料を支給される職員を除く。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「調整対象職員」という。)となった者)にあっては、その調整対象職員となった日)において調整対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、

住居手当、単身赴任手当（給与規程第18条第2項の理事長が別に定める額を除く。）、理事手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.17を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月までの月数（同年4月1日から施行日の属する月の末日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、調整対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職	1級	1号給から84号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から52号給まで
	4級	1号給から24号給まで
事務職	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から49号給まで
	3級	1号給から16号給まで

- (2) 平成23年6月1日において調整対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額
- (3) 平成23年12月1日において調整対象職員であった者の基準額及び同月に支給される勤勉手当の合計額に100分の0.17を乗じて得た額

附則別表

旧号棒	旧級				
	経過期間	1級	2級	3級	4級
1	3月未満		1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	1
	12月以上		1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1	1

	12 月以上	1	1	1	1
3	3 月未満	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	1
	12 月以上	5	5	1	1
4	3 月未満	5	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	1	1
	12 月以上	9	9	1	1
5	3 月未満	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	10	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	11	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	12	4	1
	12 月以上	13	13	5	1
6	3 月未満	13	13	5	1
	3 月以上 6 月未満	14	14	6	1
	6 月以上 9 月未満	15	15	7	1
	9 月以上 12 月未満	16	16	8	1
	12 月以上	17	17	9	1
7	3 月未満	17	17	9	1
	3 月以上 6 月未満	18	18	10	2
	6 月以上 9 月未満	19	19	11	3
	9 月以上 12 月未満	20	20	12	4
	12 月以上	21	21	13	5
8	3 月未満	21	21	13	5
	3 月以上 6 月未満	22	22	14	6
	6 月以上 9 月未満	23	23	15	7
	9 月以上 12 月未満	24	24	16	8
	12 月以上	25	25	17	9
9	3 月未満	25	25	17	9
	3 月以上 6 月未満	26	26	18	10
	6 月以上 9 月未満	27	27	19	11
	9 月以上 12 月未満	28	28	20	12
	12 月以上	29	29	21	13
10	3 月未満	29	29	21	13
	3 月以上 6 月未満	30	30	22	14
	6 月以上 9 月未満	31	31	23	15
	9 月以上 12 月未満	32	32	24	16
	12 月以上	33	33	25	17
11	3 月未満	33	33	25	17
	3 月以上 6 月未満	34	34	26	18
	6 月以上 9 月未満	35	35	27	19
	9 月以上 12 月未満	36	36	28	20
	12 月以上	37	37	29	21
12	3 月未満	37	37	29	21

	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25
13	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
14	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
15	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
16	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	48	40
	12月以上	57	57	49	41
17	3月未満	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	52	44
	12月以上	61	61	53	45
18	3月未満	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	56	48
	12月以上	65	65	57	49
19	3月未満	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	60	52
	12月以上	69	69	61	53
20	3月未満	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	64	56
	12月以上	73	73	65	57
21	3月未満	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	67	59

	9月以上12月未満	76	76	68	60
	12月以上	77	77	69	61
22	3月未満	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	72	64
	12月以上	81	81	73	65
23	3月未満	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	76	68
	12月以上	85	85	77	69
24	3月未満	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	80	72
	12月以上	89	89	81	73
25	3月未満	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	84	
	12月以上	93	93	85	
26	3月未満	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	88	
	12月以上	97	97	89	
27	3月未満	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	89	
	6月以上9月未満	99	99	89	
	9月以上12月未満	100	100	89	
	12月以上	101	101	89	
28	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
29	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	105		
	6月以上9月未満	107	105		
	9月以上12月未満	108	105		
	12月以上	109	105		
30	3月未満	109			
	3月以上6月未満	110			
	6月以上9月未満	111			
	9月以上12月未満	112			
	12月以上	113			

31	3月未満	113			
	3月以上6月未満	114			
	6月以上9月未満	115			
	9月以上12月未満	116			
	12月以上	117			
32	3月未満	117			
	3月以上6月未満	118			
	6月以上9月未満	119			
	9月以上12月未満	120			
	12月以上	121			
33	3月未満	121			
	3月以上6月未満	122			
	6月以上9月未満	123			
	9月以上12月未満	124			
	12月以上	125			
34	3月未満	125			
	3月以上6月未満	126			
	6月以上9月未満	127			
	9月以上12月未満	128			
	12月以上	129			
35	3月未満	129			
	3月以上6月未満	129			
	6月以上9月未満	129			
	9月以上12月未満	129			
	12月以上	129			

別表第1（第6条関係）教育職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円
1	204,600	265,400	316,200	408,000
2	206,800	268,500	319,600	410,500
3	209,000	271,600	323,100	413,000
4	211,200	274,700	326,600	415,500
5	213,300	277,800	330,200	418,100
6	215,500	280,600	333,700	420,600
7	217,700	283,400	337,200	423,100
8	219,900	286,100	340,700	425,600
9	222,200	288,900	344,300	427,900
10	224,600	291,800	347,600	430,400
11	227,000	294,700	350,900	432,900
12	229,400	297,600	354,200	435,400
13	231,700	300,200	357,500	437,200
14	234,100	302,800	360,000	439,500
15	236,500	305,300	362,600	441,900
16	238,900	307,800	365,200	444,200
17	241,100	310,200	367,900	446,600
18	244,200	313,000	370,200	449,000
19	247,300	315,800	372,500	451,400
20	250,400	318,600	374,800	453,800
21	253,500	321,200	377,000	456,300
22	256,600	324,000	379,100	458,700
23	259,700	326,800	381,200	461,100
24	262,800	329,600	383,300	463,500
25	265,800	332,100	385,300	465,500
26	268,800	334,600	387,200	467,700
27	271,800	337,100	389,100	469,900
28	274,800	339,600	391,000	472,100
29	277,800	342,000	393,000	474,300
30	280,500	344,200	394,800	476,600
31	283,200	346,400	396,600	478,800
32	285,900	348,600	398,400	481,000
33	288,500	350,900	400,200	483,000
34	291,400	353,200	402,000	485,200

35	294,200	355,500	403,800	487,500
36	297,000	357,800	405,600	489,800
37	299,800	359,900	407,200	492,000
38	302,100	362,000	408,900	494,000
39	304,400	364,100	410,600	496,000
40	306,700	366,100	412,300	498,000
41	308,900	368,100	413,700	500,100
42	310,100	370,000	415,300	502,000
43	311,300	371,900	416,900	503,900
44	312,500	373,800	418,500	505,800
45	313,600	375,800	419,900	507,800
46	314,800	377,600	421,500	509,600
47	316,000	379,400	423,100	511,500
48	317,200	381,200	424,700	513,400
49	318,200	383,100	426,300	515,200
50	319,300	384,900	427,600	517,000
51	320,400	386,700	428,900	518,900
52	321,500	388,500	430,200	520,800
53	322,700	389,900	431,000	522,700
54	323,800	391,400	432,000	524,400
55	324,900	392,900	432,900	526,100
56	326,000	394,500	433,800	527,800
57	327,100	395,900	434,800	529,500
58	328,200	397,300	435,700	530,800
59	329,300	398,800	436,700	532,100
60	330,300	400,300	437,600	533,400
61	331,400	401,700	438,500	534,700
62	332,500	403,200	439,500	535,700
63	333,600	404,700	440,600	536,700
64	334,700	406,200	441,700	537,700
65	335,700	407,200	442,600	538,500
66	336,800	408,300	443,600	539,400
67	337,900	409,400	444,600	540,300
68	339,000	410,500	445,600	541,200
69	340,000	411,500	446,600	542,100
70	341,100	412,400	447,600	542,900
71	342,200	413,300	448,600	543,800
72	343,300	414,100	449,600	544,700

73	344,000	415,000	450,700	545,600
74	345,000	415,900	451,700	546,500
75	346,000	416,700	452,700	547,400
76	347,000	417,600	453,700	548,300
77	348,100	418,300	454,600	549,200
78	349,100	418,900	455,200	
79	350,100	419,500	455,900	
80	351,100	420,100	456,600	
81	352,100	420,400	457,400	
82	353,100	421,000	458,100	
83	354,100	421,600	458,800	
84	355,100	422,200	459,500	
85	355,700	422,600	460,000	
86	356,300	423,200	460,700	
87	356,900	423,800	461,400	
88	357,500	424,400	462,100	
89	358,200	424,900	462,600	
90	358,700	425,500		
91	359,100	426,100		
92	359,600	426,700		
93	360,100	427,000		
94	360,500	427,500		
95	361,000	428,000		
96	361,500	428,500		
97	362,100	429,100		
98	362,600	429,600		
99	363,100	430,100		
100	363,600	430,600		
101	364,000	431,000		
102	364,500	431,500		
103	365,000	432,000		
104	365,500	432,500		
105	366,000	433,100		
106	366,500			
107	367,000			
108	367,500			
109	368,100			
110	368,600			

111	369,100			
112	369,600			
113	370,200			
114	370,700			
115	371,200			
116	371,700			
117	372,100			
118	372,600			
119	373,100			
120	373,600			
121	373,900			
122	374,400			
123	374,900			
124	375,400			
125	375,800			
126	376,300			
127	376,800			
128	377,300			
129	377,800			

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第2（第6条関係）事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	135,600	261,900	366,200
2	136,700	264,000	368,800
3	137,900	266,000	371,400
4	139,000	268,100	374,000
5	140,100	270,200	376,300
6	141,200	272,300	378,800
7	142,300	274,400	381,300
8	143,400	276,500	383,800
9	144,500	278,600	386,400
10	145,900	280,700	389,100
11	147,200	282,800	391,800
12	148,500	284,900	394,500
13	149,800	287,000	397,100
14	151,300	289,200	399,400
15	152,800	291,500	401,700
16	154,400	293,800	404,100
17	155,700	296,100	406,000
18	157,200	298,200	408,000
19	158,700	300,500	409,900
20	160,200	302,800	411,800
21	161,600	305,100	413,700
22	164,300	307,300	415,500
23	166,900	309,600	417,400
24	169,500	311,900	419,400
25	172,200	314,200	421,300
26	173,900	316,400	422,800
27	175,600	318,600	424,400
28	177,300	320,800	426,000
29	178,800	323,000	427,600
30	180,600	325,200	428,900
31	182,400	327,300	430,200
32	184,200	329,400	431,500
33	185,800	331,400	432,700
34	187,600	333,500	434,000

35	189,400	335,600	435,300
36	191,200	337,700	436,500
37	192,800	339,800	437,800
38	194,600	341,500	438,700
39	196,400	343,500	439,600
40	198,200	345,500	440,500
41	200,000	347,500	441,100
42	201,800	349,400	441,900
43	203,600	351,300	442,600
44	205,400	353,200	443,400
45	207,000	355,100	444,200
46	208,900	357,000	445,000
47	210,800	358,800	445,800
48	212,700	360,600	446,600
49	214,600	362,300	447,200
50	216,500	363,800	448,000
51	218,400	365,100	448,800
52	220,300	366,500	449,600
53	222,000	367,900	450,200
54	223,900	369,400	451,000
55	225,800	370,300	451,800
56	227,700	371,400	452,600
57	229,300	372,500	453,200
58	231,100	373,400	454,000
59	232,800	374,300	454,800
60	234,600	375,200	455,600
61	236,100	376,100	456,200
62	237,600	377,100	
63	239,100	377,900	
64	240,600	378,700	
65	242,100	379,500	
66	243,600	380,200	
67	245,100	380,900	
68	246,700	381,600	
69	248,000	382,300	
70	249,600	382,900	
71	251,200	383,500	
72	252,800	384,200	
73	254,200	384,900	
74	255,600	385,400	

75	257,000	386,100	
76	258,400	386,800	
77	259,700	387,500	
78	261,100	388,000	
79	262,500	388,700	
80	263,900	389,400	
81	265,200	390,100	
82	266,400	390,500	
83	267,700	391,200	
84	269,000	391,900	
85	270,100	392,600	
86	271,400	392,900	
87	272,700	393,600	
88	274,000	394,300	
89	275,200	395,000	
90	276,300	395,400	
91	277,400	396,100	
92	278,500	396,800	
93	279,700	397,500	
94	280,700	398,000	
95	281,700	398,700	
96	282,700	399,400	
97	283,500	400,100	
98	284,400	400,600	
99	285,300	401,300	
100	286,200	402,000	
101	287,200	402,700	
102	288,000	403,200	
103	288,800	403,900	
104	289,600	404,600	
105	290,400	405,300	
106	290,900	405,800	
107	291,400		
108	291,900		
109	292,000		
110	292,400		
111	292,600		
112	293,000		
113	293,200		
114	293,500		

115	293,900		
116	294,200		
117	294,500		
118	294,800		
119	295,100		
120	295,500		
121	295,800		
122	296,200		
123	296,600		
124	297,000		
125	297,100		
126	297,500		
127	297,900		
128	298,300		
129	298,500		
130	298,900		
131	299,300		
132	299,700		
133	299,900		
134	300,300		
135	300,700		
136	301,100		
137	301,300		
138	301,600		
139	302,000		
140	302,400		
141	302,600		
142	303,000		
143	303,400		
144	303,700		
145	303,800		
146	304,200		
147	304,600		
148	305,000		
149	305,200		
150	305,500		
151	305,800		
152	306,100		
153	306,500		
154	306,800		

155	307,100		
156	307,400		
157	307,800		

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第3（第6条第2項関係）級別標準職務表

イ 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教及び助手の職務
2級	大学の講師の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

ロ 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	事務職員の職務
2級	班長の職務
3級	部長の職務

別表第4（第10条第2項関係）調整基本額表

ア 教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	10,400円
2級	11,900円
3級	12,700円
4級	15,100円